

個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除（個人版事業承継税制）のあらまし

- 個人版事業承継税制は、青色申告（正規の簿記の原則によるものに限り。）に係る事業（不動産貸付業等を除きます。）を行っていた事業者の後継者※¹として円滑化法の認定を受けた者が、**平成31年1月1日から令和10年12月31日まで※²の贈与又は相続等**により、特定事業用資産を取得した場合は、
- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予され、
 - ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税が免除されるものです。
- ※¹ 平成31年4月1日から令和8年3月31日までに「**個人事業承継計画**」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限ります。
- 2 先代事業者と生計を一にする親族からの特定事業用資産の贈与・相続等については、上記の期間内で、先代事業者からの贈与・相続等の日から1年を経過する日までにされたものに限り。
- **贈与税**については**2ページ**、**相続税**については**6ページ**をご確認ください。



この制度の対象となる「**特定事業用資産**」とは、先代事業者（贈与者・被相続人）の事業の用に供されていた次の資産で、贈与又は相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

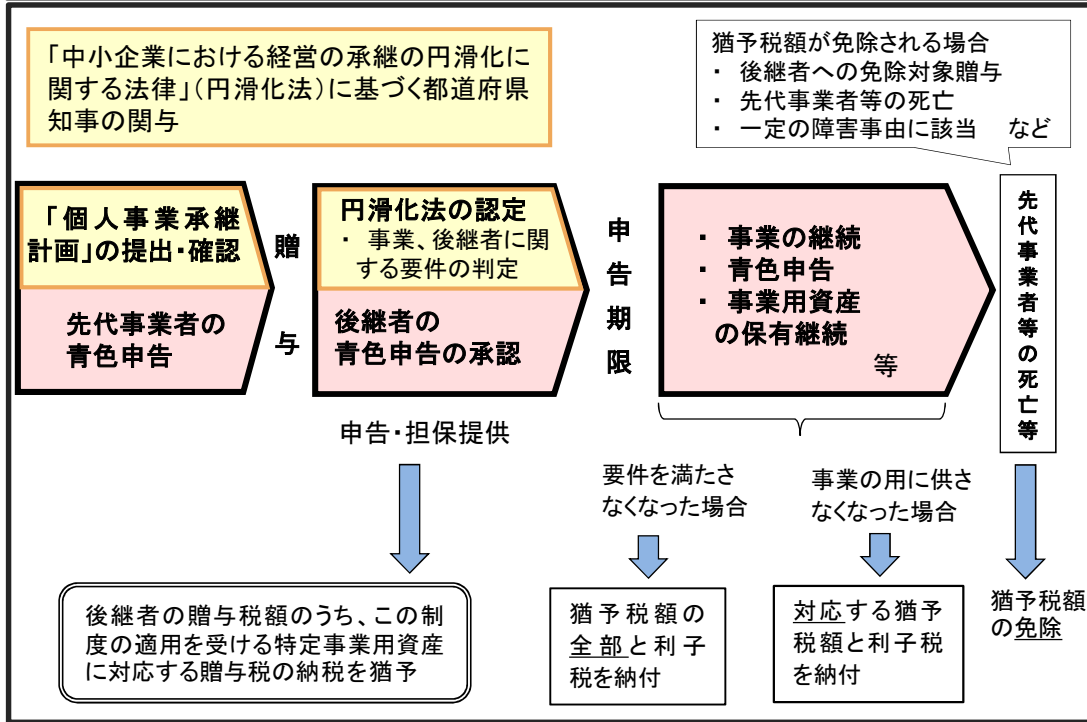
- ① **宅地等（400㎡まで）**
- ② **建物（床面積800㎡まで）**
- ③ ②以外の**減価償却資産**で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの（一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

- （注）1 先代事業者が、配偶者の所有する土地の上に建物を建て、事業を行っている場合における土地など、先代事業者と生計を一にする親族が所有する上記①から③までの資産も、特定事業用資産に該当します。
- 2 後継者が複数人の場合には、上記①及び②の面積は各後継者が取得した面積の合計で判定します。
- 3 先代事業者等からの相続等により取得した宅地等につき小規模宅地等の特例の適用を受ける者がいる場合には、一定の制限があります（11ページ参照）。

- 事業承継税制に関する情報等につきましては、国税庁ホームページの「事業承継税制特集」に掲載しております。
- 申告のための具体的な計算方法等について、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



① 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第16条第3号の計画のことをいい、「**個人事業承継計画の確認**」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に限りまゝ。）をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的内容や「円滑化法の認定」の手続等については、都道府県の担当課（12ページ参照）にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による55万円（電子申告等を行う場合は65万円）の青色申告特別控除の適用に係るもの（正規の簿記の原則によるもの）に限ります。

※ 贈与後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、贈与を受けた年の翌年の1月15日までにその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉

事業の開始の日（贈与の日）から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉

業務を開始した日（贈与の日）から2か月以内に、税務署長に申請を行う必要があります。

なお、後継者が、贈与前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「**個人事業承継計画**」を策定し、認定経営革新等支援機関（税理士、商工会、商工会議所等）の所見を記載の上、**令和8年3月31日までに都道府県知事に提出※**し、その確認を受けてください。

贈与

※ 贈与の時期についての要件は、10ページを参照

この制度の適用を受けるためには、先代事業者等である贈与者から、**特定事業用資産の全ての贈与を受ける**必要があります。

贈与税の申告期限までの間

都道府県知事の円滑化法の認定

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

後継者(受贈者)の要件、先代事業者等(贈与者)の要件を満たしていることについての都道府県知事の「**円滑化法の認定**」を受けてください※。

事業承継後、**一定の期限**（右記参照）までに、**開業届出書を提出し、青色申告の承認**を受けるとともに、**贈与税の申告期限までに**、この制度の適用を受ける旨を記載した贈与税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出し、一定の担保を提供**する必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための要件

1 後継者である受贈者の主な要件

- (1) 贈与の日において、18歳以上であること
- (2) 円滑化法の認定を受けていること
- (3) 贈与の直前において、特定事業用資産に係る事業（同種・類似の事業等を含みます。）に従事していたこと
- (4) 贈与税の申告期限において、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること
- (5) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業（3ページ参照）及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと

贈与税の申告期限
までの間

2 先代事業者等である贈与者の主な要件

(1) 贈与者が先代事業者である場合

- ① 廃業届出書を提出していること又は贈与税の申告期限までに提出する見込みであること
- ② 贈与の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

(2) 贈与者が先代事業者以外の場合

- ① 先代事業者の贈与又は相続開始の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること
- ② 先代事業者からの贈与又は相続後に特定事業用資産の贈与をしていること※

3 担保提供

納税が猶予される贈与税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの贈与に限ります（10ページ参照）。

<納税が猶予される贈与税などの計算方法>

ステップ1

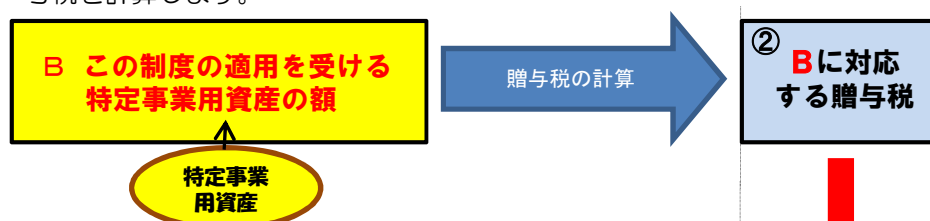
贈与を受けた全ての財産の価額の合計額に基づき贈与税を計算します。



「暦年課税」又は「相続時精算課税」を適用して、贈与税の計算を行います。

ステップ2

贈与を受けた財産がこの制度の適用を受ける特定事業用資産のみであると仮定して贈与税を計算します。



「B」の算定に当たり、特定事業用資産とともに引き受けた債務がある場合は、特定事業用資産の額からその債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかでないものを除きます。）の金額を控除します。

相続時精算課税を適用※1する場合には、「相続時精算課税」を選択した贈与者ごとに、この制度の適用を受ける特定事業用資産の額の合計額から、基礎控除額110万円※2と特別控除額2,500万円（前年以前にこの特別控除を適用した金額がある場合は、その金額を控除した残額）を控除した残額に20%の税率を乗じた金額を算出し、その合計額が②の贈与税額となります。

※1 この制度の適用を受ける場合には、18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫のほか、これら以外の18歳以上の者も、相続時精算課税の適用を受けることができます。

※2 令和6年1月1日以後の贈与の場合に限ります。

ステップ3

「②の金額」が「納税が猶予される贈与税」となります。なお、「①の金額」から「納税が猶予される贈与税（②の金額）」を控除した「③の金額（納付税額）」は、贈与税の申告期限までに納付する必要があります。



なお、同じ年に2人以上の相続時精算課税を選択した贈与者から贈与を受けた場合は、110万円をその贈与者ごとの贈与税の課税価格であん分して計算した金額となります。

贈与税の
申告期限

◆ 贈与税の申告期限

贈与を受けた年の翌年の2月1日から3月15日までに、受贈者の住所地の所轄の税務署に贈与税の申告をする必要があります。

納税猶予期間中

事業の継続

特例受贈事業用資産の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例受贈事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている贈与税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている贈与税を納付する必要がある主な場合

(1) 贈与税の全額と利子税の納付が必要な場合

- ① 事業を廃止した場合※
- ② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合
- ③ 特例受贈事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合
- ④ 青色申告の承認が取り消された場合

(2) 贈与税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例受贈事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている贈与税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する贈与税と利子税を併せて納付します※。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

- ① 特例受贈事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき
- ② 特例受贈事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）
- ③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例受贈事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき※

納税が猶予されている贈与税の全部又は一部と利子税（8ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

「特例受贈事業用資産」とはこの制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

※ やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった一定の場合を除きます（5ページ参照）。

※ 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する贈与税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る贈与税の申告期限^{（注）}又は最初の「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」（6ページ参照）の適用に係る相続税の申告期限^{（注）}のいずれか早い日をいいます。

（注）災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

※ ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての贈与税の納税猶予」における経営贈与承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「継続届出書」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

なお、「継続届出書」の提出がない場合には、猶予されている贈与税の全額と利子税を納付する必要があります。

納税猶予期間中

(4ページからの続き)

先代事業者等
(贈与者)の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

先代事業者等(贈与者)の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等のあったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている贈与税の納付が免除される主な場合

- (1) 先代事業者等(贈与者)が死亡した場合(下記参照)
- (2) 後継者(受贈者)が死亡した場合
- (3) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例受贈事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (4) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由(8ページ参照)がある場合
- (5) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (6) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例受贈事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき(10ページ参照)

「免除対象贈与」とは、この制度の適用を受けている特例受贈事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受ける場合における贈与をいいます。

4ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(3)の「免除対象贈与」は「非上場株式等」についての贈与税の納税猶予等の適用を受けるものになります。また、(4)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例受贈事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります(その差額は、免除されます。)

先代事業者等(贈与者)が死亡した場合の取扱い

先代事業者等
(贈与者)の死亡

(相続開始)

「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」(2ページ参照)の適用を受けた特例受贈事業用資産は、相続等により取得したものとみなして、贈与の時の価額※により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、**都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた特例受贈事業用資産について「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受けることができます。**

「円滑化法の確認」とは、円滑化省令第13条第6項又は第9項の確認をいいます。

なお、具体的な要件やその手続については、都道府県の担当課(12ページ参照)にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

※ 贈与時に承継された債務がある場合(3ページ参照)には、その控除後の金額

相続税の申告期限
までの間

都道府県知事
の円滑化法の
確認

申告書の作成・
提出

◆ 「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、後継者がこの制度の適用要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の確認」**を受けてください。

相続税の申告期限までに、「個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除」の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

「免除対象贈与」における、①先代事業者等(贈与者)に贈与をした者、又は②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与に係るこの制度の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続等により取得したものとみなされた特例受贈事業用資産についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

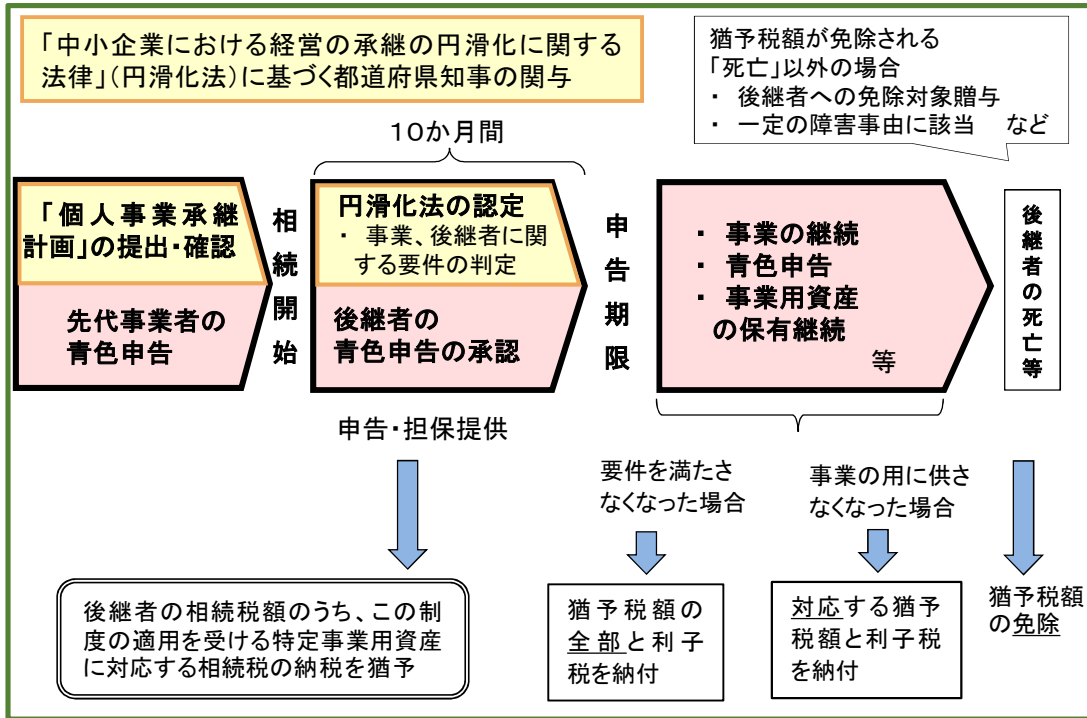
「継続届出書」の提出期限は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の提出期限が引き継がれることになります。

相続税の
申告期限

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法

9ページを参照してください。

② 個人の事業用資産についての相続税の納税猶予及び免除



「個人事業承継計画」とは、円滑化省令第16条第3号の計画のことをいい、「**個人事業承継計画の確認**」とは、円滑化省令第17条第1項第3号の都道府県知事の確認をいいます。

「円滑化法の認定」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(円滑化省令第6条第16項第8号又は第10号の事由に限りまゝ)をいいます。

「個人事業承継計画」の具体的な内容や「円滑化法の認定」の手続等については、**都道府県の担当課**(12ページ参照)にお尋ねください。

「青色申告」は、租税特別措置法第25条の2第3項の規定による55万円(電子申告等を行う場合は65万円)の青色申告特別控除の適用に係るもの(正規の簿記の原則によるもの)に限りまゝ。

※ 相続後でも、円滑化法の認定申請時までは個人事業承継計画を提出することが可能です。

※ 「円滑化法の認定」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

〈開業届出書〉

事業の開始の日から1か月以内に税務署に提出してください。

〈青色申告の承認〉

先代事業者の相続開始があったことを知った日(死亡の日)に応じ、次の期限までに、税務署長に申請を行う必要があります。

死亡の日	申請期限
その年1/1～8/31	死亡の日から4か月以内
その年9/1～10/31	その年12/31まで
その年11/1～12/31	その年の翌年2/15まで

なお、後継者が相続前から他の業務を行っている場合には、青色申告をしようとする年分のその年の3月15日までに申請を行うことが必要です。

個人事業承継計画の策定・提出・確認

後継者は、先代事業者の事業を確実に承継するための具体的な計画を記載した「**個人事業承継計画**」を策定し、認定経営革新等支援機関(税理士、商工会、商工会議所等)の所見を記載の上、**令和8年3月31日までに都道府県知事に提出**※し、その確認を受けてください。

相続開始

※ 相続等の時期についての要件は、10ページを参照

相続開始後に後継者(相続人等)の要件、先代事業者等(被相続人)の要件を満たしていることについての**都道府県知事の「円滑化法の認定」**を受けてください※。

相続税の申告期限までの間

開業届出書の提出・青色申告の承認

申告書の作成・提出

事業承継後、**一定の期限**(右記参照)までに、**開業届出書を提出**し、**青色申告の承認**を受ける(見込みを含みます。)とともに、**相続税の申告期限までに**、この制度の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を**税務署へ提出**し、一定の**担保を提供**する必要があります。

◆ この制度の適用を受けるための要件

1 後継者である相続人等の主要要件

- (1) 円滑化法の認定を受けていること
- (2) 相続開始の直前において、特定事業用資産に係る事業(同種・類似の事業等を含みます。)に従事していたこと(先代事業者等が60歳未満で死亡した場合を除きます。)
- (3) 相続税の申告期限において、開業届出書を提出し、青色申告の承認を受けていること(見込みを含みます。)
- (4) 特定事業用資産に係る事業が、資産管理事業(7ページ参照)及び性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- (5) 先代事業者等から相続等により財産を取得した者が、特定事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受けていないこと(11ページ参照)

相続税の申告期限
までの間

2 先代事業者等である被相続人の主な要件

(1) 被相続人が先代事業者である場合

相続開始の日の属する年、その前年及びその前々年の確定申告書を青色申告書により提出していること

(2) 被相続人が先代事業者以外の場合

① 先代事業者の相続開始又は贈与の直前において、先代事業者と生計を一にする親族であること

② 先代事業者からの贈与又は相続後に開始した相続に係る被相続人であること※

3 担保提供

納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

「資産管理事業」とは、有価証券、自ら使用していない不動産、現金・預金等の特定の資産の保有割合が特定事業用資産の事業に係る総資産の総額の70%以上となる事業（資産保有型事業）やこれらの特定の資産からの運用収入が特定事業用資産に係る事業の総収入金額の75%以上となる事業（資産運用型事業）をいいます。

※ 先代事業者からの贈与又は相続開始の日から1年を経過する日までの相続に限ります（10ページ参照）。

相続税の
申告期限

◆ 相続税の申告期限

相続開始があったことを知った日（通常は被相続人が死亡した日）の翌日から10か月以内に、所轄の税務署※に相続税の申告をする必要があります。

※ 通常は、被相続人の住所地を所轄する税務署となります。

納税猶予期間中

事業の継続

特例事業用資産
の継続保有等

申告後も事業を継続し、特例事業用資産を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。

ただし、この制度の適用に係る事業を廃止するなど一定の場合（確定事由）には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります。

納税が猶予されている相続税の全部又は一部と利子税（8ページ参照）は、納税猶予期限の確定事由に該当することとなった日から2か月を経過する日までに納付する必要があります。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合

(1) 相続税の全額と利子税の納付が必要な場合

① 事業を廃止した場合※

② 資産管理事業又は性風俗関連特殊営業に該当した場合

③ 特例事業用資産に係る事業について、その年のその事業に係る事業所得の総収入金額がゼロとなった場合

④ 青色申告の承認が取り消された場合

⑤ 青色申告の承認の申請が却下された場合

(2) 相続税の一部と利子税の納付が必要な場合

特例事業用資産が事業の用に供されなくなった場合には、納税が猶予されている相続税のうち、その事業の用に供されなくなった部分に対応する相続税と利子税を併せて納付します※。

ただし、次の場合には納税猶予は継続されます。

① 特例事業用資産を陳腐化等の事由により廃棄した場合において、税務署にその旨の書類等を提出したとき

② 特例事業用資産を譲渡した場合において、その譲渡があった日から1年以内にその対価により新たな事業用資産を取得する見込みであることにつき税務署長の承認を受けたとき（取得に充てられた対価に相当する部分に限ります。）

③ 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後の会社の設立に伴う現物出資により全ての特例事業用資産を移転した場合において、その移転につき税務署長の承認を受けたとき※

「特例事業用資産」とは、この制度の適用を受ける特定事業用資産をいいます。

※ やむを得ない理由がある場合や破産手続開始の決定があった一定の場合を除きます（8ページ参照）。

※ 事業の用に供されなくなった部分以外の部分に対応する相続税については、引き続き納税が猶予されます。

「特定申告期限」とは、後継者の最初のこの制度の適用に係る相続税の申告期限^{（注）}又は最初の「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用に係る贈与税の申告期限^{（注）}のいずれか早い日をいいます。

（注）災害等により申告期限の延長がされた場合には、その延長後の申告期限となります。

※ ③の適用を受けた後の確定事由は、原則として「非上場株式等についての相続税の納税猶予」における経営承継期間後の確定事由と同様となります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

納税猶予期間中

特例事業用資産
の継続保有等

(7ページからの続き)

引き続きこの制度の適用を受けるためには、「**継続届出書**」に一定の書類を添付して3年ごとに所轄の**税務署へ提出**する必要があります。

なお、「**継続届出書**」の提出がない場合には、**猶予されている相続税の全額と利子税を納付**する必要があります。

後継者の死亡等

「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が**免除**されます。

「**免除対象贈与**」とは、この制度の適用を受けている特例事業用資産が後継者に贈与され、その後継者が「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」（2ページ参照）の適用を受ける場合における贈与をいいます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合

- (1) 後継者が死亡した場合
- (2) 特定申告期限の翌日から5年を経過する日後に、特例事業用資産の全てについて「免除対象贈与」を行った場合
- (3) 事業を継続することができなくなったことについて、やむを得ない理由（下記参照）がある場合
- (4) 破産手続開始の決定などがあった場合
- (5) 事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、特例事業用資産の全ての譲渡・事業の廃止をしたとき（10ページ参照）

7ページ(2)③の現物出資による納税猶予の継続の適用を受けた場合には、(2)の「免除対象贈与」は「非上場株式等についての贈与税の納税猶予等」の適用を受けるものになります。また、(3)の適用はありません。

民事再生計画の認可決定があった場合などには、その時点における特例事業用資産の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります（その差額は、免除されます。）。

「**やむを得ない理由**」とは、次に掲げる事由のいずれかに該当することになったことをいいます。

- ① 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級）の交付を受けたこと
- ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級）の交付を受けたこと
- ③ 介護保険法の規定による要介護認定（要介護状態区分が要介護5）を受けたこと

(参考) 利子税の計算方法

- 利子税は、贈与税・相続税の申告期限の翌日から納税猶予の期限までの期間（日数）に応じ、年3.6%の割合で計算します。

なお、各年の利子税特例基準割合が7.3%に満たない場合には、その年における利子税の割合は、次の計算式のとおりに軽減されます（0.1%未満の端数は切り捨て、その割合が0.1%未満の割合である場合は年0.1%。）。

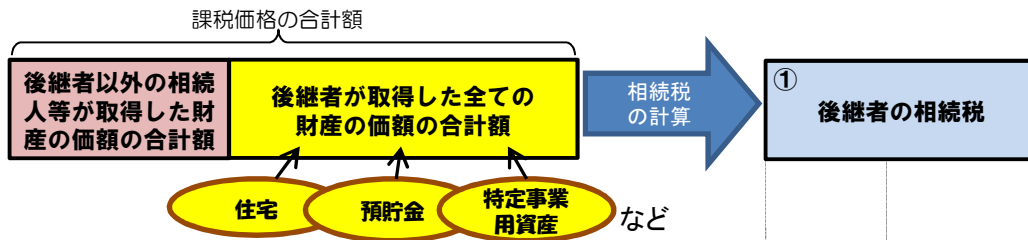
(計算式)

$$\text{利子税の割合} = 3.6\% \times \frac{\text{利子税特例基準割合}^{\ast}}{7.3\%}$$

※ 各年の利子税特例基準割合は、国税庁ホームページに掲載されています。

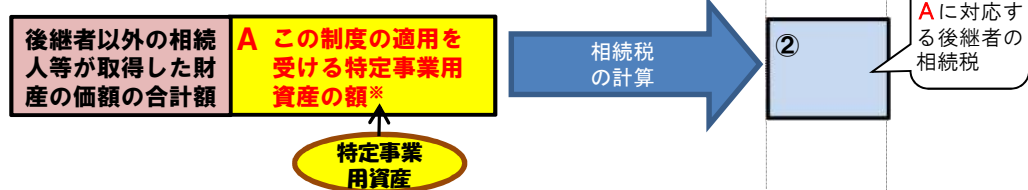
〔参考〕納税が猶予される相続税などの計算方法

ステップ1 全ての財産の価額に基づき後継者の相続税を計算



課税価格の合計額に基づいて計算した相続税の総額のうち、後継者の課税価格に対応する相続税を計算します。

ステップ2 特定事業用資産のみとした場合の後継者の相続税を計算



後継者が取得した財産が**特定事業用資産のみ**であると仮定した相続税の総額のうち、Aに対応する後継者の相続税を計算します。

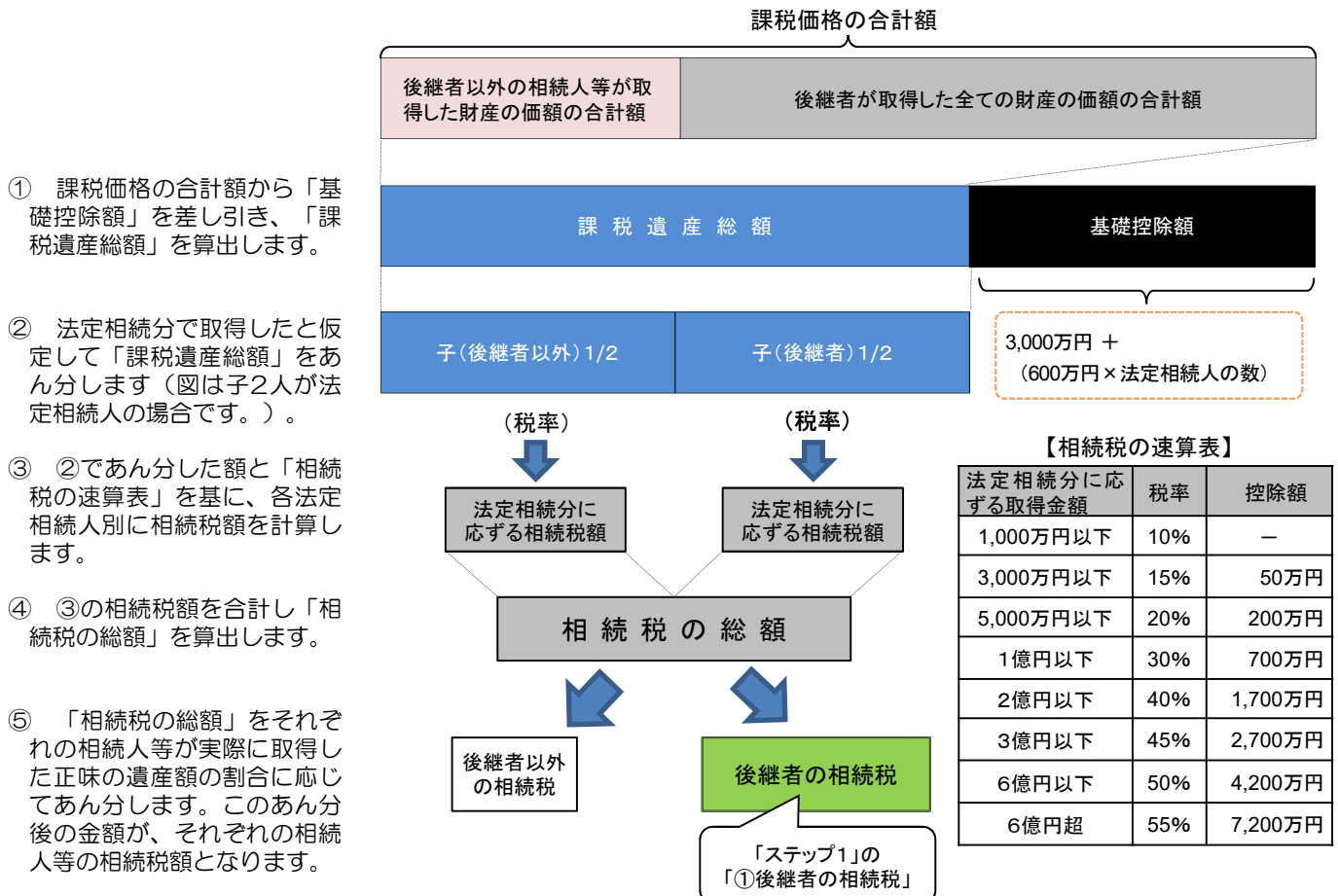
※ 「A」の算定に当たり、後継者が負担した債務や葬式費用の金額がある場合には、その債務（事業に関するもの以外の債務であることが明らかなるものを除きます。）の金額を特定事業用資産の額から控除します。

ステップ3 猶予税額等の計算

「②の金額」が「**納税が猶予される相続税**」となります。なお、「③の金額（納付税額）」は、相続税の申告期限までに納付する必要があります。

猶予税額 ③ **納付税額**

〔後継者の相続税の計算方法〕



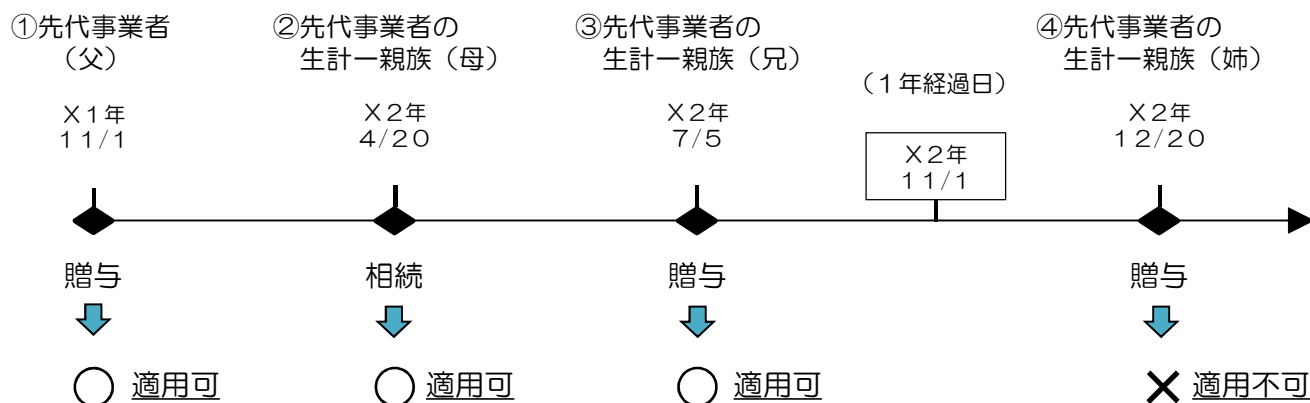
個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等について

個人版事業承継税制の適用対象となる贈与・相続等は、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の特定事業用資産の贈与・相続等であることが要件となります。

また、先代事業者以外の者からの贈与・相続等について個人版事業承継税制の適用を受けようとする場合には、上記の期間内の贈与・相続等で、先代事業者からの最初のその適用に係る贈与・相続等の日から1年を経過する日までの贈与・相続等であることが要件となります。

(例) 最初に贈与税の個人版事業承継税制の適用を受けている場合 (×1年11月1日に贈与)

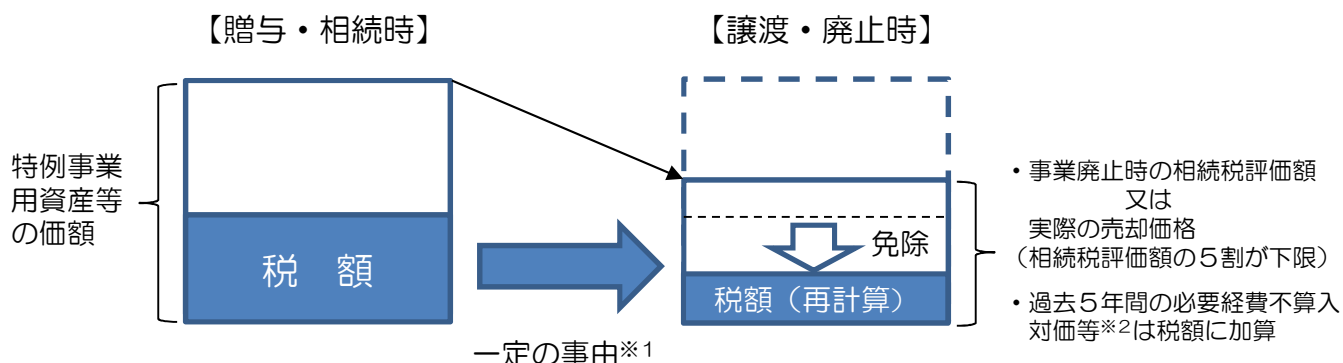
最初の贈与の日から1年を経過する日 (×2年11月1日) までの間の贈与 (相続等) が対象となります。



(注) 適用対象となるものは平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間の贈与・相続等に限りです。

事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予税額の免除について

事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合※1に、特例事業用資産等の全部の譲渡等をしたとき又はその事業を廃止したときには、その対価の額 (譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります。) を基に贈与 (相続) 税額等を再計算し、再計算した税額と過去5年間の必要経費不算入対価等の合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます (再計算した税額は納付します。)



※1 特例事業用資産等に係る事業について、①直前3年中2年以上その事業に係る事業所得の金額が0未満の場合、②直前3年中2年以上その事業に係る総収入金額が前年を下回る場合、③後継者が心身の故障等によりその事業に従事できなくなった場合。

2 「必要経費不算入対価等」とは、後継者の親族など、特別関係者が当該事業に従事したことその他の事由により後継者から支払を受けた対価又は給与であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。

〔参考〕 小規模宅地等の特例

1 特例の概要

小規模宅地等の特例は、相続等により取得した宅地等のうち被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた一定の宅地等について、一定の面積までの部分につき、その相続税の課税価格を次のとおり減額する特例です。

なお、この特例の適用を受けるためには、その宅地等を取得した者が相続税の申告期限まで、その宅地等を保有し、事業の用又は居住の用に供しているなど、一定の要件を満たす必要があります。

用途	区分	限度面積	減額割合
事業用	特定事業用宅地等	400㎡	80%
貸付事業用	特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
	貸付事業用宅地等	200㎡	50%
居住用	特定居住用宅地等	330㎡	80%

2 個人版事業承継税制との適用関係

先代事業者等（被相続人）に係る相続等により取得した宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける者がある場合、その適用を受ける小規模宅地等の区分に応じ、個人版事業承継税制の適用が次のとおり、制限されます。

	適用を受ける小規模宅地等の区分	個人版事業承継税制の適用
イ	特定事業用宅地等	適用を受けることはできません。
ロ	特定同族会社事業用宅地等	「400㎡－特定同族会社事業用宅地等の面積」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※ ¹ 。
ハ	貸付事業用宅地等	「400㎡－2×(A× $\frac{200}{330}$ ＋B× $\frac{200}{400}$ ＋C)」が適用対象となる宅地等の限度面積となります※ ² 。
ニ	特定居住用宅地等	適用制限はありません※ ¹ 。

※¹ 他に貸付事業用宅地等について小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、ハによります。

※² Aは特定居住用宅地等の面積、Bは特定同族会社事業用宅地等の面積、Cは貸付事業用宅地等の面積です。

【参考】個人版事業承継税制と小規模宅地等の特例（特定事業用宅地等）の主な違い

	個人版事業承継税制	小規模宅地等の特例
事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出 平成31年4月1日から 令和8年3月31日まで	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 平成31年1月1日から 令和10年12月31日まで	なし
承継パターン	贈与・相続等	相続等のみ
対象資産	・宅地等（400㎡まで） ・建物（床面積800㎡まで） ・一定の減価償却資産	宅地等（400㎡まで）のみ
減額割合	100%（納税猶予）	80%（課税価格の減額）
事業の継続	終身	申告期限まで

円滑化法の認定等に関する窓口について

個人版事業承継税制の適用を受けようとしている方、又は、適用を受けている方の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則」に基づく**認定、確認及びそれに係る申請書**の提出に関する窓口は**後継者の主たる事務所**が所在する都道府県です。

また、**個人事業承継計画の提出**に関する窓口については**先代事業者の主たる事務所**が所在する都道府県になります。

＜各都道府県のお問合せ先＞

令和7年4月1日現在

北海道	経済部 地域経済局 中小企業課	011-206-0494	滋賀県	商工観光労働部 中小企業支援課	077-528-3732
青森県	経済産業部 企業立地・創出課 創業・起業支援グループ	017-734-9374	京都府	商工労働観光部 中小企業総合支援課	075-414-4868
岩手県	商工労働観光部 経営支援課	019-629-5544	大阪府	商工労働部 中小企業支援室 経営支援課	06-6210-9490
宮城県	経済商工観光部 中小企業支援室	022-211-2742	兵庫県	産業労働部 地域経済課	078-362-3313
秋田県	産業労働部 産業政策課	018-860-2215	奈良県	産業部 経営支援課	0742-27-8131
山形県	産業労働部 産業創造振興課 スタートアップ推進室	023-630-2708	和歌山県	商工労働部 商工労働政策局 商工振興課	073-441-2742
福島県	商工労働部 経営金融課	024-521-7288	鳥取県	商工労働部 企業支援課	0857-26-7453
茨城県	産業戦略部 中小企業課	029-301-3560	島根県	商工労働部 中小企業課	0852-22-5354
栃木県	産業労働観光部 経営支援課	028-623-3173	岡山県	産業労働部 経営支援課	086-226-7353
群馬県	産業経済部 地域企業支援課 経営・事業承継支援係	027-226-3339	広島県	商工労働局 イノベーション推進チーム	082-513-3355
埼玉県	産業労働部 産業支援課	048-830-3910	山口県	産業労働部 経営金融課	083-933-3180
千葉県	商工労働部 経営支援課	043-223-2712	徳島県	経済産業部 経済産業政策課	088-621-2322
東京都	産業労働局 商工部 経営支援課 事業承継税制担当	03-5320-4785	香川県	商工労働部 経営支援課	087-832-3345
神奈川県	産業労働局 中小企業部 中小企業支援課 (かながわ中小企業成長支援ステーション)	045-285-0748	愛媛県	経済労働部 産業支援局 経営支援課	089-912-2480
新潟県	産業労働部 地域産業振興課 小規模企業支援係	025-280-5235	高知県	商工労働部 経営支援課	088-823-9697
富山県	商工労働部 地域産業振興室 経営支援課	076-444-3248	福岡県	商工部 中小企業振興課	092-643-3424
石川県	商工労働部 経営支援課	076-225-1522	佐賀県	産業労働部 産業政策課	0952-25-7585
山梨県	産業政策部 スタートアップ・経営支援課	055-223-1541	長崎県	産業労働部 経営支援課	095-895-2651
長野県	産業労働部 経営・創業支援課 創業・承継支援係	026-235-7194	熊本県	【製造業以外】商工労働部 商工雇用創生局 商工振興金融課	096-333-2316
岐阜県	商工労働部 産業イノベーション推進課	058-272-8389		【製造業】商工労働部 産業振興局 産業支援課	096-333-2319
静岡県	経済産業部 商工業局 経営支援課	054-221-2807	大分県	商工観光労働部 経営創造・金融課	097-506-3226
愛知県	経済産業局 中小企業部 中小企業金融課	052-954-6332	宮崎県	商工観光労働部 商工政策課 経営金融支援室	0985-26-7097
三重県	雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2447	鹿児島県	商工労働水産部 中小企業支援課	099-286-2944
福井県	【建設業、商業、サービス業等】 産業労働部 経営改革課	0776-20-0367	沖縄県	商工労働部 中小企業支援課	098-866-2343
	【製造業等】 産業労働部 産業技術課	0776-20-0370			

○ 事業承継税制に関連する情報につきましては、中小企業庁ホームページにおいてもご覧いただけますので、ぜひご利用ください。【<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/index.html>】